

乙第16号議案

令和7年第4回沖縄県議会(定例会)議案  
(その4)

令和7年6月30日提出

沖 縄 県

# 目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第16号議案	沖縄県港湾管理条例の一部を改正する条例	1



二輪車」を「一般原動機付自転車」、「普通自動二輪車」、「大型自動二輪車」に、「原動機付自転車、自動二輪車」を「一般原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、別表第5第5項の表の改正規定、別表第5備考5の改正規定、別表第6第5項の表の改正規定及び別表第6備考5の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第6第1項の表の規定は、令和7年9月1日以後に受ける使用の許可に係る使用料について適用し、同日の前日までに受けた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

令和7年6月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 理 由

与那原マリーナの使用料の適正化を図るため、一定の長さの船舶に係る海上係留の使用料の徴収根拠を定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。